

藤方第2雨水幹線築造工事

落札者決定基準書

令和4年6月

津 市

目 次

第 1 章 総則.....	1
第 2 章 落札者選定の概要.....	2
第 1 節 審査手順.....	2
第 2 節 審査体制.....	2
第 3 章 資格審査.....	3
第 1 節 資格審査の実施方法.....	3
第 2 節 資格審査項目.....	3
第 4 章 提案審査.....	4
第 1 節 基礎審査.....	4
第 2 節 定量化審査.....	4
1. 定量化審査の流れ.....	4
2. 総合評価における点数化方法.....	5
第 5 章 審査結果等の公表.....	9
別紙 1 技術提案書作成にあたっての留意点等.....	10

第 1 章 総則

藤方第2雨水幹線築造工事落札者決定基準書（以下「落札者決定基準書」という。）は、津市（以下「発注者」という。）が発注する藤方第2雨水幹線築造工事（以下「本工事」という。）について、地方自治法施行令第167条10の2に基づく技術提案及び入札金額の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うために、入札参加者から提出された応募資料を、客観的に評価するための評価項目及び方法を示すもので、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。また、落札者決定基準書は、藤方第2雨水幹線築造工事入札公告（以下「入札公告」という。）と一体のものである。

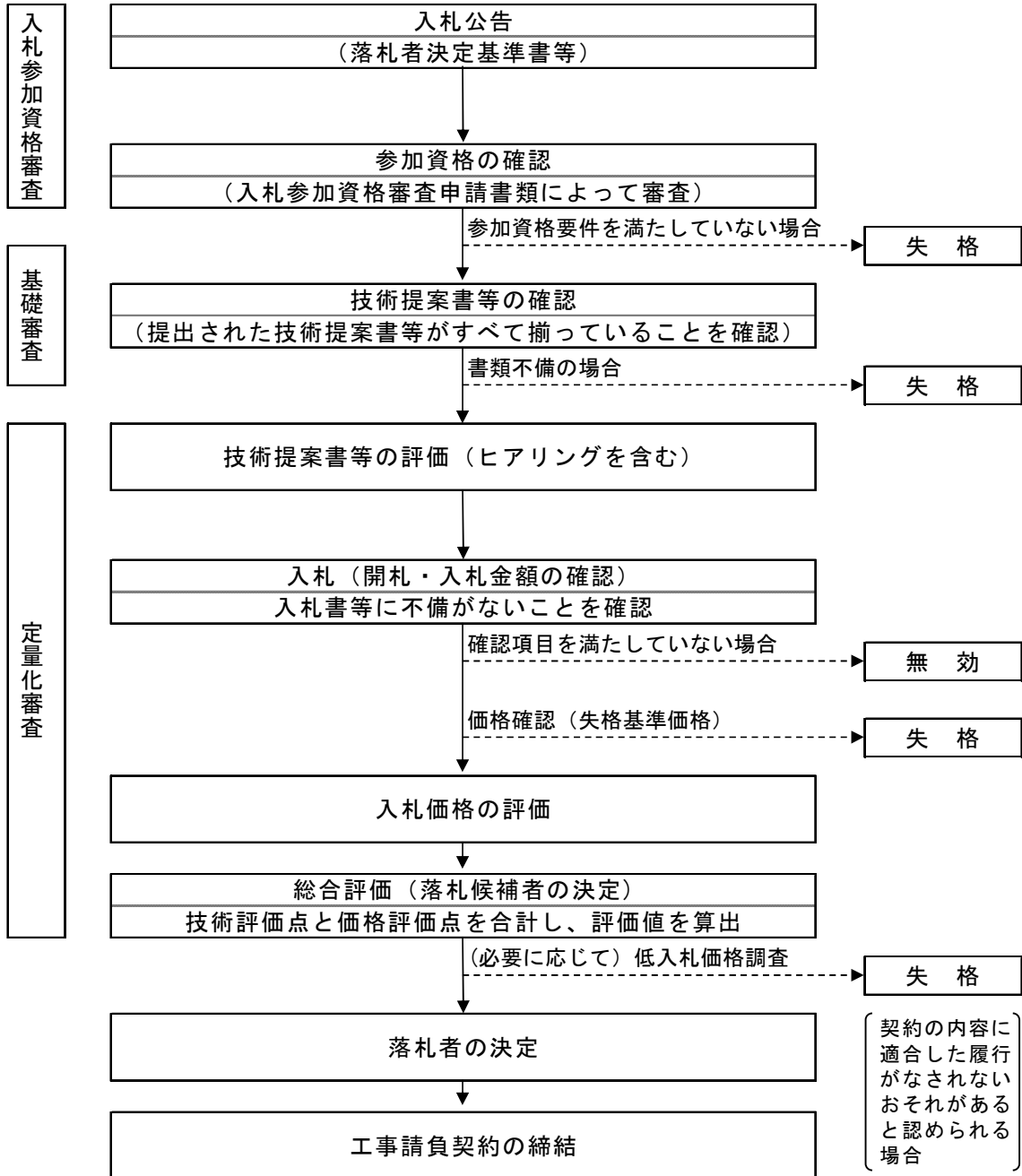
本工事は、藤方第2雨水幹線築造工事設計図書（以下「設計図書」という。）に基づき、シールド工法により工事を行うものである。よって、入札を行うにあたっては、設計図書が、本工事において発注者が求める要求要件（標準案）である。

本工事を実施する落札者の決定については、津市藤方第2雨水幹線築造工事技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において、入札参加者より提出された技術提案書類について、落札者決定基準に基づく総合評価を行い、その評価結果を基に発注者が落札者を決定する。

第 2 章 落札者選定の概要

第 1 節 審査手順

落札者決定における総合評価一般競争入札は、下図に示す手順で実施する。



第 2 節 審査体制

発注者は、技術審査委員会を設置し、専門的知見に基づくとともに、公正かつ適正な提案評価を行うこととしている。

第 3 章 資格審査

第 1 節 資格審査の実施方法

提出された入札参加資格審査申請書類について、入札公告に基づき入札参加資格の確認を行う。

第 2 節 資格審査項目

入札参加者は、入札公告に定める資格要件をすべて満たさなければならない。
なお、資格要件が確認できない場合には、失格とする。

第 4 章 提案審査

第 1 節 基礎審査

発注者は、提出書類に記載された内容について、次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

基礎審査項目のうち、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は定量化審査の対象とする。

なお、下記「1. 提出書類の確認」において、一つでもその要件に適合していない場合は、失格とすることがある。

1. 提出書類の確認

(1) 提出書類の構成

- ・ 提出を求めている書類がすべて揃っているか。
- ・ 提出書類の全体について、指定した様式に基づいた構成（項目の構成、枚数制限等）となっているか。

(2) 提案内容の齟齬、矛盾等

- ・ 提案書全体について、提案事項間の齟齬、矛盾等がないか。

2. 要求要件の確認

- ・ 入札参加者の提案内容が要求要件（標準案）を満足しているか。なお、技術提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工するものとする。

第 2 節 定量化審査

1. 定量化審査の流れ

(1) 技術審査

基礎審査を通過した入札参加者を対象に技術審査を行い、提案内容を評価、点数化し技術評価点を決定する。

なお、審査に当たり、提案内容の確認及び理解を深めることを目的としてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施についての詳細は、別途通知する。

(2) 価格審査

技術審査終了後に入札を実施し価格審査を行う。入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

なお、失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。

(3) 落札候補者の選定

技術評価点と価格評価点を足し合わせて評価値を算出し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 落札者の決定

ア 上下水道事業管理者は、落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

イ 落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

ウ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

エ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、それ以外の者を対象として、評価値の高い者から順次上記ア以降の方法により落札者を決定する。

2. 総合評価における点数化方法

(1) 総合評価の評価項目及び配点

総合評価による点数が評価値となるため、その配点及び点数化基準については、「周辺環境」及び「施工管理」に配慮した工事を行うことの必要性、重要性を勘案し、本工事に対する入札参加有資格者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、発注者が入札参加有資格者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

評価項目及び配点については、表-1のとおりである。

また、技術提案書作成にあたっての留意点等を別紙1に記載しているので参照のこと。

表－1 評価項目及び配点

評 価 項 目			配 点	
技術評価	企業評価項目	地域精通度	1	30
		企業の施工能力	6	
	技術者評価項目	技術者の施工能力	5	
	技術力評価項目	周辺環境に関する事項	3	
		施工管理に関する事項	15	
価格評価	入札金額に関する事項		70	70
			100	

(2) 技術評価における点数化方法

技術評価における項目毎に評価点を算定し、当該評価点の合計を技術評価点とする。なお、各項目の詳細は、別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおりとする。

①企業評価項目

①地域精通度（代表構成員）

評価	判断基準	配点
A	津市内に本店又は支店等を有する	0.5
B	津市内に本店又は支店等を有しない	0

②地域精通度（代表構成員）

評価	判断基準	配点
A	津市内で施工した工事实績を有する	0.5
B	施工実績無し	0

③企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の仕上がり内径3,400mm以上	2
B	施工実績無し	0

④企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の施工延長1,516m以上	1
B	施工実績無し	0

⑤企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の曲線半径R=20m以下	2
B	施工実績無し	0

⑥企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	同種工事の施工件数5件以上	1
B	同種工事の施工件数3件以上5件未満	0.5
C	同種工事の施工件数3件未満	0

②技術者評価項目

①技術者（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の仕上がり内径3,400mm以上	2
B	施工実績無し	0

②技術者（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の施工延長1,516m以上	1
B	施工実績無し	0

③技術者（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の曲線半径R=20m以下	2
B	施工実績無し	0

③技術力評価項目

提案書類に記載された内容について、標準案に示す条件を上回る部分について、下表に示す判断基準に基づき、評価に応じて点数を付与する。なお、評価点は、小数第2位まで表示する。

評価	判断基準	配点
A	当該評価項目において特に優れている	3
B	当該評価項目において優れている	1.5
C	当該評価項目において標準案程度である	0

(3) 価格評価における点数化方法

入札金額について、次の算定式により価格評価点を算定する。なお、評価点は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

価格評価点の算定式	
○ 入札価格 > 低入札価格の場合	
	$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$
○ 入札価格 ≤ 低入札価格の場合	
	$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10}$
※ 低入札価格とは、低入札調査基準価格をいう。	

(4) 評価値の算定方法

「(2) 技術評価における点数化方法」及び「(3) 価格評価における点数化方法」により算定した評価点から、次に示す算定式により、評価値（総合評価点）を算定する。なお、評価値は、小数第5位まで表示する。

評価値（総合評価点）の算定式
$\text{評価値（総合評価点）} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$

第 5 章 審査結果等の公表

審査結果等については、入札参加者に対して個別に通知するとともに、発注者のホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp>

別紙1 技術提案書作成にあたっての留意点等

1. 評価項目算定資料届出書の作成方法

(1) 正本〔提出部数：1部〕

表紙に評価項目算定資料届出書（第1号様式）を使用し、提出年月日、特定建設工事共同企業体名、代表構成員の住所、商号及び代表者氏名を記入し押印すること。

以下、評価項目の評価の内容ごとに、施工実績評価資料（第5号様式）、配置予定技術者評価資料（第6号様式）、技術提案書（第7号様式）に必要事項を記入し様式番号順に綴り、その後に、施工実績の内容が確認できるコリンズ登録の写し等を綴ること。

なお、正本は、左側2箇所をホッチキス留めすること。

(2) 副本(A)〔提出部数：6部〕

副本(A)は、表紙に評価項目算定資料届出書（第1号様式）を使用し、提出年月日、特定建設工事共同企業体名、代表構成員の住所、商号及び代表者氏名を記入すること。

以下、正本と同様、評価項目の評価の内容ごとに、施工実績評価資料（第5号様式）、配置予定技術者評価資料（第6号様式）、技術提案書（第7号様式）に必要事項を記入し様式番号順に綴り、その後に、施工実績の内容が確認できるコリンズ登録の写し等を綴ること。

なお、副本(A)は、クリップ留めで提出すること。

(3) 副本(B)〔提出部数：6部〕

副本(B)は、表紙に評価項目算定資料届出書（第1号様式）を使用し、提出年月日を記入すること。なお、「届出者」記載欄への記入は不要とする。

以下、評価項目の評価の内容ごとに、施工実績評価資料（第5号様式）、配置予定技術者評価資料（第6号様式）、技術提案書（第7号様式）に必要事項を記入し様式番号順に綴り、その後に、施工実績の内容が確認できるコリンズ登録の写し等を綴ること。
ただし、第5号様式、第6号様式、第7号様式及びコリンズ登録の写し等の「業者名」欄は黒塗りとし、業者名が判読できない措置を施すこと。

なお、副本(B)はクリップ留めで提出すること。

2. 各様式の記入方法

第5号様式及び第6号様式の記入にあたっては、評価の対象を十分確認し作成すること。

第7号様式の記入にあたっては、次頁以降の留意点等を十分確認し、提案を行うこと。

提案①（周辺環境の影響について）

1. 視点

本工事では、近接する家屋、商業施設など周辺環境に対して、影響を与えない対策が必要となる。また、既設水路など地表面における沈下（陥没）及び隆起が生じない対策を講じ、安全性の高い施工が望まれることから留意すべき課題と対策を踏まえた有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 周辺環境へ影響を与えない対策、沈下（陥没）及び隆起が生じない対策について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案②（曲線部の施工について）

1. 視点

急曲線部施工については、地山条件および線形、シールド、セグメント、余掘量、裏込注入等を総合的に判断し確実な施工が求められる。

本工事では曲率半径R=20mの急曲線部の施工が連続し、高圧鉄塔の近接施工でもあるため、より確実な施工が求められることから留意すべき課題と対策を踏まえた有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 曲線部の施工について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案③（セグメントの止水性について）

1. 視点

異種構造物との接続部やセグメント本体部等からの漏水は機能に影響を与えるだけでなく、セグメント本体の劣化を促進するため、十分な水密性の確保が求められる。

本工事では、工期短縮、コスト削減を図るため、二次覆工省略型セグメントを採用しているため、セグメントの止水性について留意すべき課題と対策を踏まえた有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) セグメントの止水性について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。 1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

- (a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。
- (b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。
- (c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

- (a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。
- (b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。
- (c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。
- (d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。
- (e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案④（建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用について）

1. 視点

三重県建設副産物処理基準に基づき、建設副産物の抑制を基本方針としている。
そこで、本工事で発生する建設発生土と建設廃棄物の抑制と利活用について有効な提案を求める

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案⑤（到達立坑の施工について）

1. 視点

本工事の到達立坑における施工ヤードは狭小地であり、補助地盤改良工など周辺施設への影響が危惧されることから、その対策について有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 到達立坑における狭小地での施工について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案⑥（出水期における対策について）

1. 視点

本工事で到達立坑及び本管への取付管については、既設水路の断面を確保しつつ施工を行う必要が生じる。出水期における既設水路の流出機能を確保するための有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 出水期における対策について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

※ 評価しない提案について

以下のような提案は、評価しません。提案書作成の際は十分留意してください。

※ 評価しない提案（例）

1. 工事目的物を変える等の過度な提案

- 図面、仕様書等で明示している工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案・過度な効果を実現するための提案、社会通念上、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案

2. 履行の具体性や現実性が不透明な提案

- 「～努力する」、「～目標とする」と記載されるなど、履行の具体性に欠ける提案
- 提案の実施にあたり、他機関及び他工事との調整、第3者との調整・協力等が前提となるため、実現性が不明確な提案
- 表現が抽象的で、実施するための方法や基準、場所、時期、頻度、実施量などが不明確な提案

3. 標準的な対応に留まる提案

- 設計図書（設計書、仕様書など）に示された内容と同等の提案
- 関係法令に基づき、遵守義務がある提案（現場管理や安全管理、労働安全衛生等に関する提案）
- 一般的な法令・規則の遵守に関する提案

4. 提案条件を満たしていない提案、その他評価できない提案

- 視点を踏まえていない提案
- 提案の制限数を超える提案
- 所定の記載欄以外に記載されている提案
- 現場条件等により採用できない提案

5. 補足資料に提案が記載されている場合

- 補足資料に第7号様式の補足説明と認められない新たな提案が記載されている場合